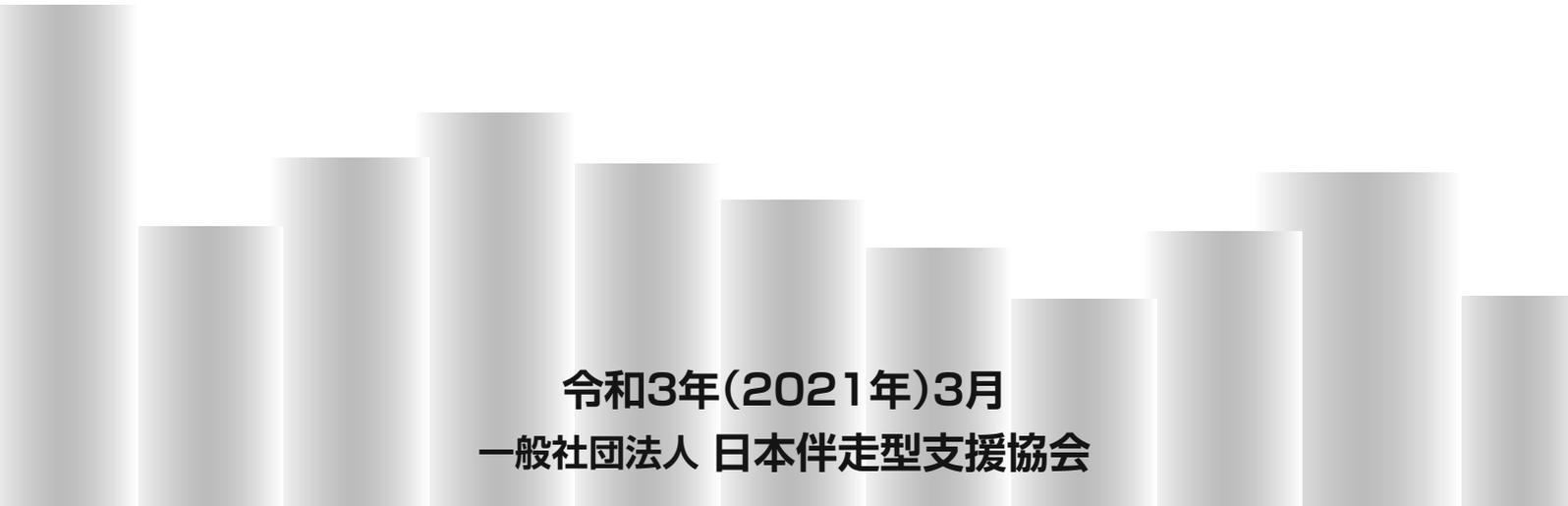


●映像教材活用の手引き

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

伴走型支援に関する映像教材 活用の手引き

包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助の
アプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業



令和3年(2021年)3月
一般社団法人 日本伴走型支援協会

伴走型支援に関する映像教材 概要

伴走型支援に関する映像教材は、「令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）」の一環として作成したものです。

今日、様々な「地域生活課題」（社会福祉法第4条）が生じています。なかでも、従来のような縦割り（児童、障害、高齢など）のサービスでは対応できない多様で複雑な課題が広がって来ています。

こうした課題に対して、どのように対応していけばよいか、2019年に厚生労働省で「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が実施されました。ここでの「最終とりまとめ」を踏まえると、これからは次のような相談支援が必要とされています。

- 訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止めること。
- 本人・世帯の暮らしの全体を捉え、伴走し寄り添いながら、継続的に関わること。
- 本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築くこと。

ここでの対人支援では、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の2つのアプローチを両輪とし、組み合わせて支援を行うことが求められています。ここで取り上げられた「つながり続けることを目指すアプローチ」、それが「伴走型支援」です。この「伴走型支援」とはどのような支援なのか、「つながり続けること」を目指すとはどういうことなのか。その考え方の一助として、本映像教材は作成されました。

◎映像教材

本映像教材は、次の4本で構成されています。それぞれの活用用途に合わせてお選びください。

1. 伴走型支援の理念（37分24秒）
2. 伴走型支援が必要な理由と政策課題（37分20秒）
3. 困窮の視点と支援の両輪（30分37秒）
4. 伴走型支援の実際（41分23秒）

また、本誌の後半に研修モデルを示しています。研修プログラムを検討する際に参考にされてください。

1. 伴走型支援の理念 (37分 24秒)

伴走型支援とは何か?

地域共生社会のための支援

NPO 法人 ホームレス支援全国ネット
NPO 法人 抱擁
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネット
一般社団法人 全国居住支援法人協議会
公益財団法人 共生地域創造財団

代表 奥田知志



その1 伴走型支援の理念

伴走型支援を創るために



- ① 伴走型支援は、現場から生まれた支援論
- ② 形成過程にある・・・正解はない
- ③ 関わる人々によって、関わる人々の個性
場所や地域によって独自の形成がなされるもの
- ④ ヒントとしてこの講座は構成されている

伴走型支援とは

つながり続けることを目指すアプローチ

厚生労働省

ホームレス支援から見た二つの困窮



- (1) 路上で・・・「臺の上で死にたい」
- (2) 自立後・・・「俺の最期は誰が看取ってくれるか」
 - ※「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士
 - ※「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人
- (3) 二つの困窮
 - ※経済的困窮 (ハウスレス)
 - ※社会的孤立 (ホームレス)

※ ハウスとホームは違う
- (4) ホームレス中学生の現実 (ホームレス襲撃事件)
 - ※「家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」
 - ※路上の風景の全国化・・・「時代が路上に追いついた」



※ 「動いてくださる先生」の違和感

※ 「治してくださる先生」・・・

医師や精神の専門家が担当。私にはできない = 断る理由

※ 「動いてくださる」が一緒に動く、一喜一憂してくれる人、一緒に考えてくれる人の存在

ならば 資格は不要 (それなりの訓練は必要としても) 誰でもできる。

※ 伴走 (つながる・ひとりにしない) が求められていたのではないか

伴走型支援の必要性

伴走型支援における専門職は三つの役割を担う。第一に孤立した人と「つながる」ことである。このため知識や技術が必要となる。第二に「つなげる」ことである。「つながり」を抱え込まず、地域や他のキーパーソンへと「つながりを広げる」。伴走型支援における「つながり」は、「開かれたつながり」でなければならない。また、「つなぎ先」に問題がある場合、本人の同意がない場合には「つなげない」。専門職は、支援者目線のみならず当事者目線を尊重する。

第三に「もどし、つなぎ直す」ことである。地域へ「つなげた」後も専門職は「緩やかな見守り」を続ける。再び本人が問題を抱えた場合、あるいは「つなぎ先」に問題が生じた場合、早期に「もどし」、「つなぎ直す」。「つなぎ」と「もどし」は伴走型支援の特徴である。

2. 伴走型支援が必要な理由と政策課題 (37分 20秒)

伴走型支援とは何か？

地域共生社会のための支援

NPO 法人 ホームレス支援全国ネットワーク
 NPO 法人 希望
 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
 公益財団法人 共生地域創造財団

代表 奥田知志



その2

伴走型支援が必要な理由と政策課題

伴走型支援が必要となった理由

社会的孤立の深刻化

その背景とは？

日本型社会保障の脆弱化

- ① 家族の支え合いの脆弱化
 - 核家族化
- ② 企業にける家族の支えの脆弱化（扶養手当・退職金・住宅等）
 - 非正規雇用率・・・1984年 15.3% 2020年・・・38.3%
- ③ 地域における互助的機能の脆弱化
 - ※血縁、地縁、社縁の部分の脆弱化（無縁化）

➔ 孤立が深刻化

「ひきこもり」の推計数（15～39歳/2015）

	該当人数（人）	有効回答数に占める割合（%）	全国の推計数（万人）
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	33	1.06	36.5
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1
自宅からは出るが、家からは出ない又は自宅からほとんど出ない	5	0.16	5.5
計	49	1.57	54.1

引きこもり総数（推計値）15歳～64歳 115万4千人

自分が困ったときまわりの人からの援助が期待できる

開始時（2011年2月）

14.3%	14.3%	14.3%	28.6%	28.6%
-------	-------	-------	-------	-------

終了時（2013年2月）

18.8%	25.0%	12.5%	31.3%	12.5%
-------	-------	-------	-------	-------

福岡絆プロジェクトの利用「開始時」にくらべ「終了時」では「自分が困ったとき周りの人からの援助が期待できる」と考える人の比率は高まった。

地域共生社会の三つの事業

- ① 断らない相談支援
 - 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施
- ② 社会参加
 - 社会とのつながりや参加の支援
 - 断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施
- ③ 地域づくりに向けた支援
 - 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアしええ合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

3. 困窮の視点と支援の両輪 (30分 37秒)

伴走型支援とは何か？

地域共生社会のための支援

- NPO 法人 ホームレス支援全国ネット
- NPO 法人 抱擁
- 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネット
- 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- 公益財団法人 共生地域創造財団

代表 奥田知志



その3 困窮の視点と支援の両輪

地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会

Ⅱ 福祉政策の新たなアプローチ

1、対人支援において今後求められるアプローチ

【社会との関わりを基礎として自律的な生活を継続する支援が必要】

個人の人生は複雑かつ多様 (...) 典型的なリスクを抽出し対応する従来の政策の延長・拡充のみでは限界 (...).

対人支援において、 (...) 社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことができるように支援する (...).

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の「両輪」と考えられるアプローチ

自立的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかでない場合は、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

本人と支援者が「つながり」を築くことが重要

- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的対応）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、800円問題など課題が複雑化した場合、ライフステージの変化に応じた継続的な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基礎 本人を中心として、「伴走」する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

抱擁が提唱してきた孤立に着目した伴走型支援が 厚労省の次年度施策に明記された。

厚生労働省令和3年12月 地域共生社会推進検討会議事録21頁より

問題解決型支援における注意すべき点

① 成果主義・生産性への偏重

- ⇒ 成果指標が「仕事」や「稼収」などに偏っている
- ⇒ 仕事の効率性（生産性）を考えると時間のかかるケースを敬遠

④ 当事者を追い詰める

- ⇒ 相談に乗ることが前提になる
- ⇒ 「二度と相談しない」、一層孤立へ

② クリスマスキミング

- ⇒ 結果が出る相談者のみを引き受け
- ⇒ 重い困難なケースが残される

⑤ 支援員バーンアウトの危機

③ 良い相談者と悪い相談者

- ⇒ 現場が差別化する
- ⇒ 相談者へ責任転嫁

⑥ 問題解決の強調が「あなたはそのままではダメ」などの印象を与える

伴走型支援における注意すべき点

① 問題解決をおろそかにする

- ⇒ あくまで支援の両輪であり二者択一ではない

③ 成果指標が曖昧

- ⇒ 「つながり」や「孤立」に関する客観的指標がない
- ⇒ 評価が困難
- ⇒ 特に費用対効果に関する検証が困難。行政の評価困難

② 個人的関係に埋没する

- ⇒ チームで支援が原則
- ⇒ 抱え込みが起る
- ⇒ 伴走する地域（受け皿）の創造が必要

④ 伴走を手段とのみ見なし「つながり」の価値を見出せない

伴走型支援の効果 ④ 物語の創造

物（現金・現物）を物語に変える・・・他者の存在

- ⇒ ホームレスの食事「エサ」・・・残飯「犬猫と一緒」
- ⇒ しかし炊き出してもらおう物・・・「お弁当」
- ⇒ 食べ「物」でいうと両者はあまり変わらない
- ⇒ しかし、「物」に人が関わることで「物」が「物語」となる

4. 伴走型支援の実際 (41分23秒)

伴走型支援とは何か？

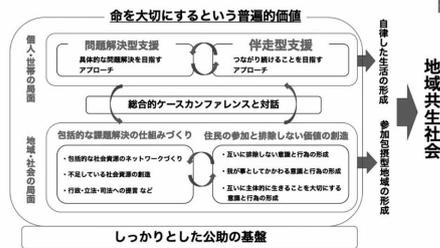
地域共生社会のための支援

一般社団法人 日本伴走型支援協会 共同代表
NPO 法人 ホームレス支援全国ネットワーク 理事長
NPO 法人 抱擁 理事長

奥田知志



地域共生社会における支援の両輪と地域づくりの関係



伴走型支援における専門職の働き① つなぐ支援

- ①「つながる」
 - ▶ 「助けて」と言わない、言えない人へのアプローチ
 - ▶ 孤立の壁突破のための知識や技術
 - ▶ 信頼の構築のために必要なもの・・・
 - ▶ 技術と心 (伴走の意識)
- ②「つなぐ」
 - ▶ 「つながり」を抱え込まない
 - ▶ 「つなぎ」先の社会資源、地域、キーパーソンの確保と形成
 - ▶ 「対個人」と「対社会」
- ③「もどし」と「つなぎ直し」
 - ▶ 不安定な社会・・・
 - ▶ 第二の危機、第三の危機は前提
 - ▶ 「つなぎ」後の前職的な「緩やかな見守り」
 - ▶ 地域との連携の常態化 (情報交換)
 - ▶ 本人や「つなぎ」先に問題が生じた時、
 - ▶ 早期発見・・・予防的対応
 - ▶ 本人の意向を元に「つなぎ直す」



伴走型支援における専門職の働き② 支援の両輪における方向性

■問題解決型支援における支援の方向性

- ▶ 支援する側から支援される側への方向性
- ▶ 支援終了後、支援された人が支援する人へ (可逆性)
- ▶ 処遇の支援



■伴走型支援における支援の方向性

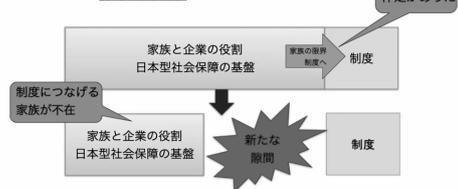
- ▶ つながり創造
- ▶ 存在の支援
- ▶ つながりの中身・・・居場所と出番
- ▶ つながりは双方向・・・支援する側、支援される側の固定化なし
- ▶ 存在の支援

抱擁が目指したもの「家族機能の社会化」

従来の社会構造⇒家族・企業と制度

現在・・・家族と企業の縮小

制度の隙間と制度との隙間



家族と企業の役割
日本型社会保障の基盤

NPO抱擁・地域
家族機能の社会化
社会的相続

制度

家族（家庭）モデルの5つの機能

社会保障・・・家族機能の社会化 (非の他人の登場)

① 家内サービス提供

サービスの提供・・・住居、食事、掃除、看護、教育、慰労、介護
※この部分の社会化も進行中・・・ファミお母さん食堂、介護保険

② 記録の設置

記憶・・・アイデンティティとデータベース

③ 家外資源活用一つなぎ・もどしの継続的行使
家族のニーズに応じた社会的資源もコーディネート
もどし機能・・・社会資源活用法

④ 役割と意味の付与・・・自己有用感確保・相互性の担保 助けられるから助けるへ

⑤ 何もない日常 (終極まで)・・・問題解決ではなく、生活そのもの
日常生活支援と寄り添った分野
※良い社会とは？・・・家の他人が葬儀を出し合う社会



赤の他人が葬儀を出し合う

社会家族機能の社会化 地域共生社会の創造



研修モデル

時間配分と映像教材の取扱い例（研修時間に応じて内容を選択してください）

研修会のモデルケースをいくつかあげましたので、企画される場合の参考としてください。事例は目安ですので研修時の個々の条件を踏まえて、時間、組み合わせは調整してください。

研修会例 1	動画視聴のみのケース（所要時間：1 時間弱）
研修会例 2	動画視聴と話し合いを行うケース（所要時間：約 1.5 時間）
研修会例 3	一部の動画視聴と資料による講義を行うケース（所要時間：半日）
研修会例 4	4つの動画視聴を行うケース（所要時間：半日～1日）
研修会例 5	一部の動画視聴とグループワークを行うケース（所要時間：半日～1日）
研修会例 6	4つの動画視聴と視聴ごとにグループワークを行うケース （所要時間：1.5日～2日）

研修前準備事項

●講師による解説について

●資料等の事前確認

「映像教材」「スライド資料」「活用の手引き（本冊子）」等 使用に応じて人数分確保しましょう。

なお、講師が実際に説明するのは、ポイントの部分を掘り下げた内容が中心ですが、質疑等により講義時間の過不足が生じそうな場合は、重要度に合わせて削除したり追加したりすることもあらかじめ想定しておきましょう。

●グループでの討議について

- グループ討議が入る場合は、意見が出やすい 3～6 名でのグループ分けをするなど、工夫をして、あらかじめグループ分けをしておきます。
- グループ分け後、グループ内で協議し進行、記録者、発表者の役割分担をおねがいしてください。
- グループでの話し合い時は、出来るだけグループごとに机を寄せて協議してください。机の用意ができない場合は、椅子を持ち寄り、輪になって行うなど工夫してください。

●準備する設備・機器（例）

- パソコン・プロジェクタ、スクリーン（大型テレビ等でも可能）
- スピーカー（・事後アンケート等）
（話し合いに重点を置く場合）
- メモ用紙や付箋紙等・小さめのホワイトボードや模造紙等・筆記具

■研修会例1 動画視聴のみのケース（45分～60分）

- 1本分の動画視聴が主体の研修会です。
- 動画視聴を行ったのちに、質疑の時間をもちます。

■研修会次第例

1. 開 会	はじめのあいさつ等	5分
2. 動画視聴	1本	30～40分
3. 質疑応答	●研修会参加者からの質問を講師が受けます。	5～10分
4. 閉 会		5分

■研修会例2 動画視聴と話し合いを行うケース（70分～90分）

- 1本分の動画視聴後に、参加者による話し合いを行う研修会です。
- 動画視聴による気づきを、グループ活動を通して共有し、問題点や対処方法について掘り下げます。また、発表をして全体でも共有します。

■研修会次第例

1. 開 会	はじめのあいさつ等	5分
2. 動画視聴	1本	30～40分
3. グループでの話し合い	●動画の内容についてグループで感想を出し合います。 ●気づきについて話し合います。	20～30分
4. 話し合い内容をグループ毎に発表し、全体で共有します		10分～15分
5. 閉 会		5分

■研修会例3 一本分の動画視聴とスライド資料による講義を行うケース（半日）

- 映像教材内で使用しているスライド資料を配布し、動画視聴と講師による解説を行う研修会です。スライド資料に沿って追加説明を行い、ポイントの掘り下げを行います。
- 動画視聴の中での気付きを踏まえて、テーマを掘り下げた質疑応答を行います。
※動画中のスライド資料は、すべて説明すると講義時間を超えてしまいますので参加者に合わせて説明するポイントを選択します。

■研修会次第例

1. 開 会	はじめのあいさつ等	5分
2. 動画視聴	1本分	30～40分
3. 講師による解説	テーマに沿って、視聴内容について講師による掘り下げを行う研修会です。スライド資料に沿って解説し、ポイントの確認もします	30～40分 <small>*前後のどちらかで休憩時間を10分程度取ります</small>
4. 質疑応答	●研修会参加者からの質問を講師が受けます。	30～40分
5. ま と め	●発表内容を整理し、全体で共有します	10分～15分
6. 閉 会		5分

■研修会例4 4つの動画視聴を行うケース（半日～1日）

- 4本分の動画視聴が主体の研修会です。
- 動画視聴を行ったのちに、質疑の時間をもちます。

■研修会次第例

1. 開 会	はじめのあいさつ等	5分
2. 動画視聴	1本+1本の計2本	60～80分
3. 質疑応答	●研修会参加者からの質問を講師が受けます。 (その後休憩を10分程度入れます)	20～30分
4. 動画視聴	1本+1本 の計2本	60～80分
5. 質疑応答	●研修会参加者からの質問を講師が受けます。	20～30分

■研修会例5 一部の動画視聴とグループワークを行うケース（半日～1日）

- 動画を一つに絞って、動画視聴、話し合い、発表、講師による解説を行う研修会です。

（グループ討議時間を調整し、動画を2つにして1日とするケースもお勧めです）

- 動画視聴後に、グループでの話し合いの時間を多くとり、動画視聴の気付きを共有し、いろいろな見方から問題点や対処方法について意見交換をします。また、発表をして全体でも共有します。
- 配布したスライド資料に沿って講師による説明を行います。発表内容にも触れるとともにポイントの掘り下げと振り返りをします。

※スライド資料は、すべて説明すると講義時間が長引きますので、参加者に合わせて説明するポイントを選択します。

■研修会次第例

1. 開 会	はじめのあいさつ等	5分
2. 動画視聴	1本分	30～40分
3. グループでの話し合い	●視聴の中での気付きを踏まえて、グループで感想を出し合い、必要に応じて話し合います。	40～50分 *前後のどちらかで休憩時間を10分程度取ります
4. 話し合い内容をグループ毎に発表し、全体で共有します		10分～15分
5. 講師による解説	テーマに沿って、視聴内容について講師による掘り下げを行います。スライド資料に沿って解説し、ポイントの振り返りとグループ発表の内容についても協議します。	40～60分
6. 話し合い内容のまとめを行い全体で共有します		10分～15分
7. 閉 会		

■研修会例6 4つの動画視聴と視聴ごとにグループワークを行うケース(1.5～2日)

- 4つの動画に沿って、動画視聴、話し合い、発表、講師による解説を行う研修会です。
 - 動画視聴後に、グループでの話し合いの時間をとり、動画視聴の気付きを共有し、情報交換をしながら問題点や対処方法について確認をします。また、発表をして全体でも共有します。
 - 話し合いを踏まえ、配布したスライド資料に沿って講師による説明を行います。ポイントの掘り下げと振り返りをします。
- ※スライド資料は、すべて説明すると講義時間を超えてしまいますので、参加者に合わせて説明するポイントを選択します。

■研修会次第例

1. 開 会	はじめのあいさつ等	5分
2. 動画視聴	1本分 30～40分	
3. グループでの話し合い	●視聴の中での気付きを踏まえて、グループで感想を出し合い、必要に応じて話し合います。	20～30分 *前後のどちらかで休憩時間を10分程度取ります
4. 話し合い内容をグループ毎に発表し、全体で共有します		10分～15分
5. 講師による解説	テーマに沿って、視聴内容について講師による掘り下げを行います。スライド資料に沿って解説し、ポイントの振り返りとグループ発表の内容についても協議します。	40～60分
6. 残りの3本についても、同様に動画視聴⇒グループ討議⇒グループ報告(発表)⇒講師による解説⇒ポイントの整理と共有の流れで進めます。 (全体では、2.5～3時間×4セット)		1～5の繰り返し (3動画分) 約8～9時間 (休憩込み)
7. 話し合い内容の総括を行い全体で共有します		10分～15分
8. 閉 会		

●シンポジウムの開催チラシ

2020年度 厚生労働省 社会福祉推進事業

包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業

重層的支援体制整備事業のキーワードを考えるシンポジウム 伴走型支援って、なに？ オンライン

日時 2021年 2月 2日(火) 14:00～16:30

アーカイブ 2月14日(日)まで

開催 オンライン配信

参加無料 ※視聴のため事前申し込みをお願いします。



基調講演

『伴走型支援とは何か』 奥田知志(認定NPO法人抱樸・理事長)

パネルディスカッション

奥田 知志(認定NPO法人抱樸・理事長)

稲月 正(北九州市立大学基盤教育センター 教授)

厚生労働省より(調整中)

主催:一般社団法人日本伴走型支援協会 / 後援:松戸市

- お申込みは、以下のリンクの入力フォームをお願いします。
- 入力フォームにて、①お名前、②ご所属、③メールアドレス、④電話番号を入力いただきます。
- 入力フォームからの申し込みができない場合は、上記の4つの内容を、問い合わせ先までメールでご連絡ください。

<https://forms.gle/tMpxFU5798PXCLVSA>



開催趣意

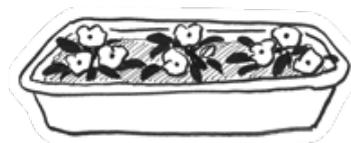
今日、様々な「地域生活課題」（社会福祉法第4条）が生じています。なかでも、従来のような縦割り（児童、障害、高齢など）のサービスでは対応できない多様で複雑な課題が広がって来ています。

こうした課題に対して、どのように対応していけばよいか、2019年に厚労省の地域共生社会推進検討会で「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が実施されました。ここでの「最終とりまとめ」を踏まえると、これからは次のような相談支援が必要とされています。

- ・訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止めること。
- ・本人・世帯の暮らしの全体を捉え、伴走し寄り添いながら、継続的に関わること。
- ・本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を築くこと。

ここでの対人支援とは、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが求められています。ここで取り上げられた「つながり続けることを目指すアプローチ」、それが「伴走型支援」です。この「伴走型支援」とはどのような支援なのか、「つながり続けること」を目指すとはどういうことなのか。そのことを考えるシンポジウムを今回開催いたします。これからの地域共生社会を考えるキーワードの一つである「伴走型支援」について、いっしょに考えてみませんか。どうぞ奮ってご参加ください。

この企画は、厚生労働省の社会福祉推進事業の一環として行う調査研究事業で、一般社団法人日本伴走型支援協会が実施するものです。本調査研究事業では、「伴走型支援」のテキスト開発も目的の一つとされており、今回松戸市様のご協力を戴きながら企画を実施させて戴きます。本オンライン企画にご参加の皆様には、後日 Web 講座もご視聴いただき、改善点やご指摘等を頂戴できればと考えております。大変お忙しい中恐縮ではありますが、可能な範囲で後日の視聴およびアンケートにもご協力いただきますよう、お願いいたします。



【問い合わせ先】

一般社団法人 日本伴走型支援協会

電話 093-651-7557

メール postmaster@homeless-net.org

(ホームレス支援全国ネットワーク内)

②ホームレス支援から見た二つの困窮

- 1) 路上で…「畳の上で死にたい」
- 2) 自立後…「俺の最期は誰が看取ってくれるか」
 - ☞「何が必要か」 住居、保証人、職、健康保険、携帯、弁護士
 - ☞「誰が必要か」 心配してくれる人、一緒にいてくれる人、感謝してくれる人
- 3) 二つの困窮
 - ☞経済的困窮(ハウスレス) ※ハウスとホームは違う
 - ☞社会的孤立(ホームレス)
- 4) ホームレス中学生の現実(ホームレス襲撃事件)
 - ☞「家があっても帰るところがない。誰からも心配されていない。俺はホームレスだからその気持ちわかるけどなあ」
 - ☞路上の風景の全国化…「時代が路上に追いついた」

7

伴走型支援の着想(奥田のケース) 2000年5月西鉄バスジャック事件

「いじめが原因で中学三年の夏ごろより荒れ始め、まるっきり違う人格のようになり、家庭内暴力になって、何か違う方向へ行く危険性もあり不安でした。
親が気づいても病院の受診がない、診療したことがないからなどと断られる。医師、児童相談所、教育センター、教育相談所など、いろいろ回りましたが、動いてくださる先生は一人もいらっしゃらない。入院して20日あまり、まじめでおりこうさんを装っているとのこと。何を考えているのか、大きな不安に包まれています。入院当日、「おぼえていろよ、ただではおかないからな」という言葉が忘れられません。心が開けない状態で退院となれば、今まで以上に暴力がひどくなるのではと不安です。心の闇がもっと広がるような気がします。このまま自分を封じ込めた闇の中で一生を終わってほしくありません。しかし、一筋なわでいかに強さをもって、繊細で、敏感で、私たちの行動を見抜いて動いているようなところもあります。入院先の先生にお任せするしかありませんが、退院後の不安が強すぎて力がわいてこないのです。」

- ☞「動いてくださる先生」の違和感
- ☞「治してくださる先生」…医師や精神の専門家が担当。私にはできない=断る理由
- ☞「動いてくださる」が、一緒に動く、一喜一憂してくれる人、一緒に考えてくれる人の存在ならば、資格は不要(それなりの訓練は必要としても)、誰でもできる
- ☞伴走(つながる・ひとりにしない)が求められていたのではない

※伴走型支援の必要性

8

伴走型支援が必要となった理由

☞社会的孤立の深刻化

9

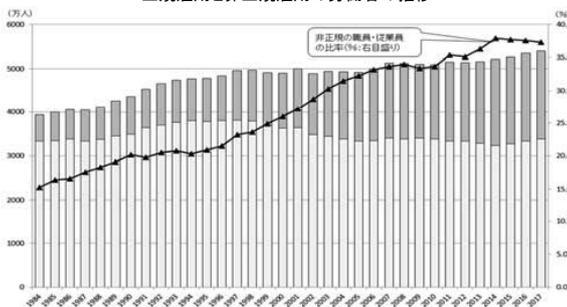
【日本型社会保障の脆弱化】

- ① 家族の支え合いの脆弱化
 - ☞核家族化
 - ② 企業にける家族の支えの脆弱化(扶養手当・退職金・住宅等)
 - ☞非正規雇用率…1984年 15.3% 2020年…38.3%
 - ③ 地域における互助的機能の脆弱化
 - ☞自治会加入率低下
 - ☞不安定雇用と転居
- ※血縁、地縁、社縁の部分の脆弱化(無縁化)

☞孤立が深刻化

10

正規雇用と非正規雇用の労働者の推移

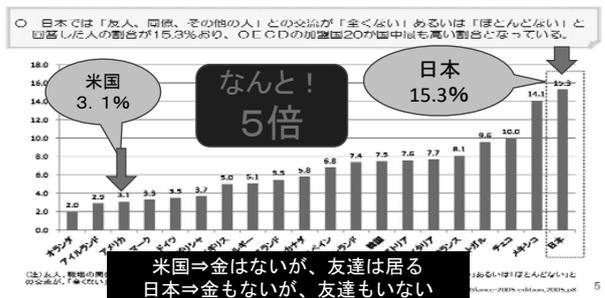


注:2001年以前は、総務省「労働力調査特別調査(2月)」,2002年以降は「労働力調査詳細集計(1-3月平均)」により作成。
出典:総務省「労働力調査長期時系列データ」http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm#thyo_9

孤立の現状 社会的孤立の調査 OECD諸国の比較

※相対的貧困率(2012年) 米国17.4% 日本16.1%

「家族以外の人」と交流のない人の割合(国際比較)



5

**2018年1月18日英国「孤独問題担当大臣」新設
国家損失年間4.9兆円（320億ポンド）**

英国の孤立率 5%（日本15.3%）

◆赤十字社など13の福祉団体連携⇒2017年に約1年間かけて調査実施

◆孤独の実態

- ①英国(6500万人)で900万人以上が「常に」あるいは「しばしば」孤独感あり
- ②内3分の2が「生きづらさ」感あり
- ③月に一回会話なし高齢者が20万人
- ④身体障害者の4人に1人が日常的「孤独」
- ⑤子どもを持つ親の4分の1が「常に、しばしば孤独」
- ⑥400万人以上の子どもが「孤独」でチャイルドライン(相談窓口)に相談
- ⑦「孤独が人の肉体的、精神的健康を損なう」と警告。

※孤独の健康被害⇒肥満・一日に15本喫煙よりも有害

社会的孤立のリスク

👉 助けてと言えない現実

14

経済的困窮、社会的孤立、生の意味・意欲の喪失の複合過程

・・・会社をクビになることは、ただ単に給料がもらえなくなるだけの問題ではない。厚生年金や健康保険などの社会保険から脱落することを意味し、職場の同僚などの人間関係を失うことや、社宅などに住んでいれば住居さえ失うことにもつながる。

さらに失業が長引けば、職場外の人間関係にも支障が出てくるかもしれない。学校の同窓会で友人たちに会うことがつらくなったり、親せきの集まりにも出にくくなったりする場合もあろう。社会的な孤立につながっていく危険性もある。うつ病など心の健康にも影響が出てくるかもしれない。

失業期間が長くなればなるほど、再雇用されることは難しくなり、貯蓄も底をつき、国民健康保険の保険料も払えなくなり、無保険となるかもしれない。再就職の面接に失敗すればするほど、自尊心が傷つけられ、「がんばろう」という気持ちさえも奪われていく。誰もが楽しめるはずの公共の場所、たとえば、スポーツ施設や図書館でさえ、行くことが恥ずかしくなる。・・・

阿部彰,2011,『弱者の居場所がない社会-貧困・格差と社会的包摂』,講談社

15

なぜ、助けてと言えないのか？

その4つの理由

①サポートの存在を知らない(教えない)

⇒教えてくれる人・つないでくれる人不在

⇒結果、常に手遅れ状態⇒社会的コスト増

⇒多重債務が自殺を生む？

☞時効の援用(15年のホームレス生活の果てに)

☞無知と無縁が自殺を助長する

16

②孤立—自己認知障害⇒他者の存在

⇒「大丈夫です」と答える若者

☞自己認知が出来ない

☞自分がわからない・・・自分からの疎外

⇒他者との関係の中で自分(自分の状態)を認識する

☞「自分で決める」という当事者主体が成立しない

☞ミラーニューロン・・・他者に自己を投影して認識

⇒答えはどこにあるのか

☞「答えは間にある」(孤立解消の営みの中で)

17

③自己責任論社会の常態化⇒自分だけ

⇒自己責任論偏重に因る社会責任の脆弱化

☞1987年10月 英国首相サッチャー

「皆が自分の問題を社会に投げつけるのです。しかし社会というものはありません。個人だけが、男と女だけが、家族だけが存在するのです。」

(Prime minister Margaret Thatcher, talking to Women's Own magazine, October 31 1987)

⇒「自己責任」さもなくば「身内の責任」

☞8050問題・ひきこもりは日本だけの現象

⇒自己責任社会の道徳

☞「人に迷惑をかけてはいけない」

※伴走型支援☞「社会の再構築」「自己責任が取れる社会」

18

④生きる意味・動機・意欲を与える人がいない

⇒人は何のために生きるのか×

内発的理由

⇒人は誰のために生きるのか○

外発的理由

⇒自分だけの世界

※一人分のエネルギーしか出ない

「いい人ほど勝手な人間になれないから、つらくて苦しいのや。人間が動物と違うところは、他人の痛みを自分の痛みのように感じてしまうところなんや。ひよっとすれば、いい人というのは、自分の他にどれだけ自分以外の人間が住んでいるかということが決まるのやないやろか」 灰谷健次郎「太陽の子」より

19

政策的課題としての社会的孤立

20

■生活困窮者自立支援制度

■地域共生社会

共通する視点

⇒「社会的孤立」への注目

21

生活困窮者自立支援法2018年改正

(基本理念)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

地域共生社会の議論から

(「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ 令和元年 12 月 26 日)

1 地域共生社会の理念とその射程
○日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

⇨これまでの社会保障の中心⇒現物給付・現金給付

⇨ケアやつながり⇒家族、地域、会社

○その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している。例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られている。

⇨新しい問題⇒社会的孤立・関係性の貧困

⇨背景⇒雇用不安定化・家族脆弱・地域崩壊

※社会的孤立の解消・関係の構築=伴走型支援

地域共生社会の三つの事業

①断らない相談支援

➢介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援 (社会とのつながりや参加の支援)

➢「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

➢地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能 を合わせた事業を実施

共生社会とは？
ひとりにしない社会！

抱擁が提唱した孤立を克服し、伴走型支援が厚労省の次年度施策に明記された



厚生労働省令和元年12月地域共生社会推進検討会議最終までの

伴走型支援の理念

伴走型支援とは (2021年1月26日奥田知志)

伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援である。それは「孤立しない社会の創造」を目指す社会活動だと考える。

社会的孤立は、自分自身からの疎外(自己認知不全)、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生む。孤立が対処を遅らせることで、問題が深刻化し意欲が一層低下する。そのことで社会保障費の増大をも招く。社会的孤立のリスクは、個人の問題では済まない社会課題となっている。

「つながり」は、「いのち」や「存在」という普遍的価値を土台としている。よって伴走型支援は「生きること」に価値を見出す。「いのち」が等しく尊いように「つながり」は、対等で行われなければならない。ゆえに伴走型支援は、「支える側」と「支えられる側」の固定化を乗り越える。

格差や貧困が拡大する中で「問題解決型支援」は不可欠である。ただ、日本社会が抱える困難「経済的困難」のみならず「社会的孤立」であるゆえに「問題解決型支援」と「伴走型支援」は、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施される。二つは、支援におけるそれぞれの機能を意味しており一体的に行われる。

問題解決型支援がそうであるように伴走型支援は、「本人主体」を尊重する。いずれの支援においても「自分からの疎外」状況にある人が自ら人生を選び取り、自分の物語を生きていくように「自律支援」を行う。その際、本人の参加が原則となる。そのような「自律」のための環境整備は、「支援の両輪」が目指すところである。「支援の両輪」は、「伴走する意識」によって基礎づけられるゆえに「教え」「指導する」のではなく「対話的に実施される」。

伴走型支援における専門職は三つの役割を担う。第一に孤立した人と「つながる」ことである。このため知識や技術が必要となる。第二に「つなげる」ことである。「つながり」を伝え、地域や他のキーパーソンへ「つながり」を広げる。「伴走型支援」における「つながり」は、「開かれたつながり」でなければならない。また、「つなぎ先」に問題がある場合、また本人の同意がない場合には「つなげない」。専門職は、支援者目線のみならず当事者目線を尊重する。第三に「もどし、つなぎ直す」ことである。地域へ「つなげた」後も専門職は「緩やかな見守り」を続ける。再び本人が問題を抱えた場合、あるいは「つなぎ先」に問題が生じた場合、早期に「もどし」、「つなぎ直す」。「つなぎ」と「もどし」は伴走型支援の特徴である。

これまで「つながり」は企業、地域、家族によって担われてきた。しかし、不安定な雇用が増え、結果、家族が脆弱化する中で「つながり」自体が弱くなった。伴走型支援は、脆弱化した家族の機能の回復を目指す。ただし、それを「身内の責任」とするのではなく「家族機能の社会的化」として実行する。赤の他人が家族機能を担い合う仕組みを地域に創るため、専門職は「対個人」のみならず「対社会」の働きを担う。

伴走型支援においては「時間」の捉え方も特徴的である。問題解決型支援は、「支援開始から支援継続」という「限られた時間軸」でなされる。「つながり続ける」ことを目指す伴走型支援は、「人生という時間軸」を持つことになる。それゆえ伴走型支援は、「共に生きる日常」を構築するため「ひとりりさせない地域共生社会の創造」へと至る。

伴走型支援の理念 その① 伴走型支援の意味

①伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援である。それは「孤立しない社会の創造」を目指す社会活動だと考える。

キーワード

- 1) 社会的孤立
 - ⇨日本の孤立率は、先進国第一
- 2) つながり続けることが目的
 - ⇨つながりは手段ではなく目的
- 3) 孤立しない社会の創造
 - ⇨あるべき社会とは
 - ⇨予防的効果
- 4) 社会活動
 - ⇨「対個人」であると同時に「対社会」……社会創造

伴走型支援の理念 その② 孤立のリスク

②社会的孤立は、自分自身からの疎外(自己認知不全)、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生む。孤立が対処を遅らせることで、問題が深刻化し意欲が一層低下する。そのことで社会保障費の増大をも招く。社会的孤立のリスクは、個人の問題では済まない社会課題となっている。

キーワード

- 1) 自分自身からの疎外
 - ⇨孤立(他者不在)によって自分の状態や存在意義が解らない
- 2) 意欲の低下
 - ⇨動機や意欲は他者との関係の中で生まれる
- 3) サポートとつながらない
 - ⇨どんなに良い制度であってもつながらないと無いと同じ
- 4) 対処の遅れ
 - ⇨事態の深刻化
 - ⇨社会保障費の増大

伴走型支援の理念 その③ つながりの普遍性と対等性

③「つながり」は、「いのち」や「存在」という普遍的価値を土台としている。よって伴走型支援は「生きること」に価値を見出す。「いのち」が等しく尊いように「つながり」は、対等で行われなければならない。ゆえに伴走型支援は、「支える側」と「支えられる側」の固定化を乗り越える。

キーワード

- 1) 普遍的価値が土台
 - ⇨つながりの土台は「生きているということ事実」
- 2) つながりの対等性
 - ⇨支える側と支えられる側を固定化しない

伴走型支援の理念 その④ 支援の両輪

④格差や貧困が拡大する中で「問題解決型支援」は不可欠である。ただ、日本社会が抱える困窮が「経済的困窮」のみならず「社会的孤立」であるゆえに「問題解決型支援」と「伴走型支援」は、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施される。二つは、支援におけるそれぞれの機能を意味しており一体的に行われる。

キーワード

- 1) 問題解決型支援
 - ☞ 問題解決を目的とした支援
- 2) 経済的困窮
 - ☞ 解決すべき具体的な課題
 - ☞ 「問題解決型支援」で対応
- 3) 社会的孤立
 - ☞ 「伴走型支援」で対応
- 4) 地域共生社会における「支援の両輪」
 - ☞ 問題解決型支援と伴走型支援は一体的
- 5) 二つの支援は、機能であり、一体的に実施

31

伴走型支援の理念 その⑤ 本人主体と自律のための支援

⑤問題解決型支援がそうであるように伴走型支援は、「本人主体」を尊重する。いずれの支援においても「自分からの疎外」状況にある人が、自ら人生を選び取り、自分の物語を生きていくことが出来るように「自律支援」を行う。その際、本人の参加が原則となる。「本人主体による自律」を応援する環境整備が「支援の両輪」の目指すものである。それは「伴走する意識」によって基礎づけられるゆえに「教え」「指導する」のではなく対話的に実施される。

キーワード

- 1) 本人主体
 - ☞ 両輪に共通の原則
- 2) 自律のための支援
 - ☞ 自ら人生を選び、その人がその人として生きる「物語」を支援
 - ☞ 自律のための環境整備
- 3) 本人の参加が原則
- 4) 対話的アプローチ
 - ☞ 孤立による自分からの疎外
 - ☞ 対話的(つながり)アプローチの中で本人が自分を発見し選び取る

32

伴走型支援の理念 その⑥ 専門職の三つの働き

⑥伴走型支援における専門職は三つの役割を担う。

第一に孤立した人と「つながる」ことである。このため知識や技術が必要となる。

第二に「つながる」ことである。「つながり」を抱え込まず、地域や他のキーパーソンへと「つながり」を広げる。伴走型支援における「つながり」は、「開かれたつながり」でなければならない。また、「つなぎ先」に問題がある場合、本人の同意がない場合には「つなげない」。専門職は、支援者自線のみならず当事者自線を尊重する。

第三に「もどし、つなぎ直す」ことである。地域へ「つなげた」後も専門職は「緩やかな見守り」を続ける。再び本人が問題を抱えた場合、あるいは「つなぎ先」に問題が生じた場合、早期に「もどし」、「つなぎ直す」。「つなぎ」と「もどし」は伴走型支援の特徴である。

キーワード

- 1) つながる
 - ☞ 閉ざされた心へのアプローチ
 - ☞ 専門知識・技術が必要
- 2) つなげる
 - ☞ 抱え込まない
 - ☞ つながりを広げる…地域が受け皿
 - ☞ つなげない選択
- 3) もどし、つなぎ直す
 - ☞ 緩やかな見守り・地域との連携
 - ☞ 第二、第三の危機の早期発見
- 4) つなぎともどし

33

伴走型支援の理念 その⑦ 家族機能の社会化

⑦これまで「つながり」は企業、地域、家族によって担われてきた。しかし、不安定な雇用が増え、結果、家族が脆弱化の中で「つながり」自体が難しくなった。伴走型支援は、脆弱化した家族の機能の回復を目指す。ただし、それを「身内の責任」とするのではなく「家族機能の社会化」として実行する。赤の他人が家族機能を担い合う仕組みを地域に創るため、専門職は「対個人」のみならず「対社会」の働きを担う。

キーワード

- 1) これまでのつながり
 - ☞ 血縁・地縁・社縁
 - ☞ 日本型社会保障
- 2) つながりの脆弱化
 - ☞ 企業と家族の脆弱化によるつながりの劣化
 - ☞ にもかわらず「自己責任」と「身内の責任」の偏重
- 3) 家族機能の社会化
 - ☞ 身内ではない「赤の他人」によるつながりと支え(機能)

34

伴走型支援の理念 その⑧ 人生という時間軸

⑧伴走型支援においては「時間」の捉え方も特徴的である。問題解決型支援は、「支援開始から支援終了」という「限られた時間軸」でなされる。「つながり続ける」ことを目指す伴走型支援は、「人生という時間軸」を持つことになる。それゆえ伴走型支援は、「共に生きる日常」を構築するため「ひとりりさせない地域共生社会の創造」へと至る。

キーワード

- 1) 問題解決型支援の時間軸
 - ☞ 支援開始から支援終了
- 2) 伴走型支援の時間軸
 - ☞ つながり続けるゆえに「人生という時間軸」
- 3) 「共に生きる日常」と「ひとりりさせない地域共生社会」
 - ☞ つながり＝日常的事柄
 - ☞ ひとりりさせない地域共生社会の創造

35

「断らない相談」の実践のための「二つの支援論」

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)
(断らない相談支援)

「自立相談支援事業のあり方としては、相談者を『断らず』、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、『現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者』とされている生活困窮者の定義のもとで、『断らない』支援の実践が目標とされているが、こうした『断らない』相談支援については、今後とも徹底していかねばならない。」

「また、『断らない』相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。」

- ☞ 「断らない相談支援」を徹底する
 - ☞ 「断らない」ですべての相談を引き受けると支援員がバーンアウトする
 - ☞ 相談員がバーンアウトしないように研修を強化する。
 - ☞ 「断らない相談」の実現のためには「力のある支援員」の育成が不可欠
- ※この議論に欠けているものとは何か？

35

断らない相談がバーンアウトする構造 問題解決型支援のみの相談支援現場

◇相談を引き受ける＝問題解決する

- ☞結果（解決）が出ないと意味がない
- ☞処遇の支援

◇しかし問題解決が難しいと思われるケース

- ☞結果が出ない＝相談者も支援員も疲労
- ☞最初から引き受けない

※クリームスキミング

（収益性の高い分野のみにサービスを集中させ「いいとこ取り」すること）

※問題解決型支援は「主訴」を明確化（アセスメント）し個別支援計画（プラン）を立て実施する。しかし、課題が複合的で主訴が明確でない場合、あるいはご本人の意欲が低下している場合などは早期の解決が困難である。このような前提がない方に対する「もう一つの支援の型」が必要

☞伴走型支援との両輪化

断らない相談のもう一つの型

☞伴走型支援の導入

断らない相談＝伴走型支援の場合

断らない＝引き受ける≠解決する（できない）
＝つながる

- ☞断らないを「解決」ではなく「つながる」と理解する
- ☞伴走型支援における解決＝「孤立解消」
- ☞処遇の支援

◇これからの支援の両軸

1) 問題解決型支援の目的

⇒解決

2) 伴走型支援の目的

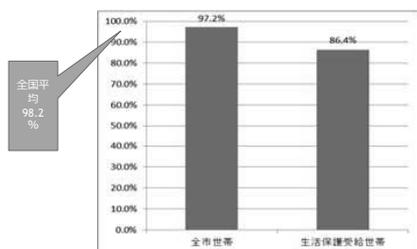
⇒つながる・つなげる（伴走そのもの）

伴走型支援における注意すべき点

- ①問題解決をおろそかにする
 - ☞あくまで支援の両輪であり二者択一ではない
- ②個人的関係に埋没する
 - ☞チームで支援が原則
 - ☞抱え込みが起る
 - ☞伴走する地域（受け皿）の創造が必要
- ③成果指標が曖昧
 - ☞「つながり」や「孤立」に関する客観的指標がない
 - ☞評価が困難
 - ☞特に費用対効果に関する検証が困難。行政の評価困難
- ④伴走を手段とのみ見なし「つながり」の価値を見出せない

伴走型支援の効果 貧困のスパイラルを止める 自律を支援する・物語化

第一のスパイラル 経済的困窮が社会的孤立を招く

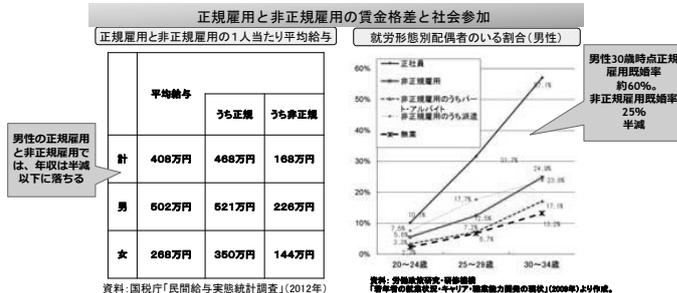


生活保護世帯の子どもの数・進学率－北九州市

出典：北九州市保健福祉局保護課

☞金の切れ目が縁の切れ目

経済的困窮が結婚できない状況を生み出している



☞金の切れ目が縁の切れ目

第二のスパイラル
社会的孤立が経済的困窮を招く

■他者の存在が生きる意欲や動機付けとなる

■人は、何のために働くのか？

☞お金のため、食べるため

☞内発的動機・・・自分が諦めたら終わり

■人は、誰のために働くのか？

☞愛する人のため

☞外発的動機・・・踏ん張れる

■野宿11年の西原さんが野宿になった理由

☞「考えてみたら母ちゃんが出て行ったことかなあ」



※縁の切れ目が金の切れ目

伴走型支援はの効果 ☞ 物語の創造

■物（現金・現物）を物語に変える・・・他者の存在

☞ホームレスの食事「エサ」・・・残飯「犬猫と一緒に」

☞しかし炊き出しでもらう物・・・「お弁当」

☞食べ「物」でいうと両者はあまり変わらない

☞しかし、「物」に人が関わることで「物」が「物語」となる

■社会保障とは何か？

☞「現金給付」「現物給付」が中心

☞自律支援・・・自分の物語の創造のための条件整備

「個人が人格的に自律した存在として主体的にみずからの生き方を追求していくことを可能にするための条件整備」「人間が生まれて自律的個人へと向かって成長し、不完全ながらも自律性を保持しながら、自らの人生の物語を紡いでいくうえでの条件整備のための制度」（菊池馨実著『社会福祉再考—地域で支える—』岩波新書）

■ある母子家庭のケース

☞何を食べたかは覚えていないが誰と食べたかは忘れない

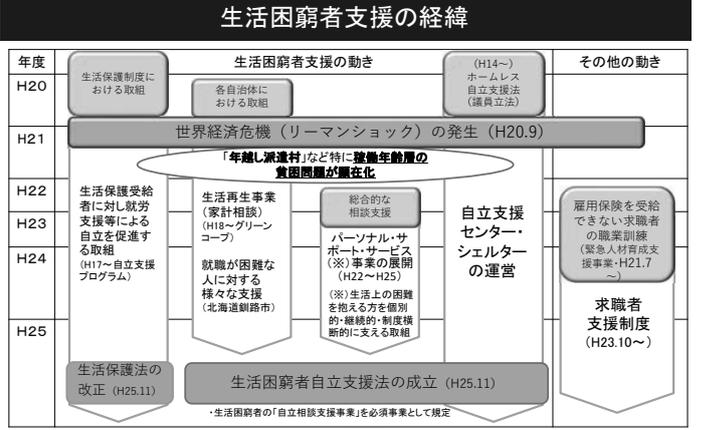
※伴走型支援 ☞ 物を物語に変える支援 ☞ 自律支援



ご清聴ありがとうございました。
ございました。

地域共生社会の実現に向けて —これまでの歩みを振り返り—

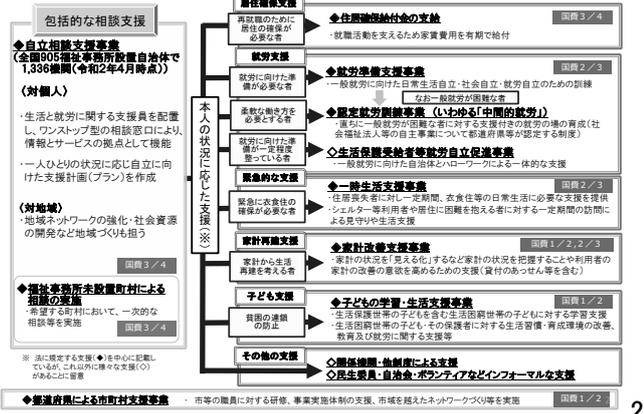
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
包括的支援体制整備推進官
楠木奈津子



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

1

生活困窮者自立支援制度の概要

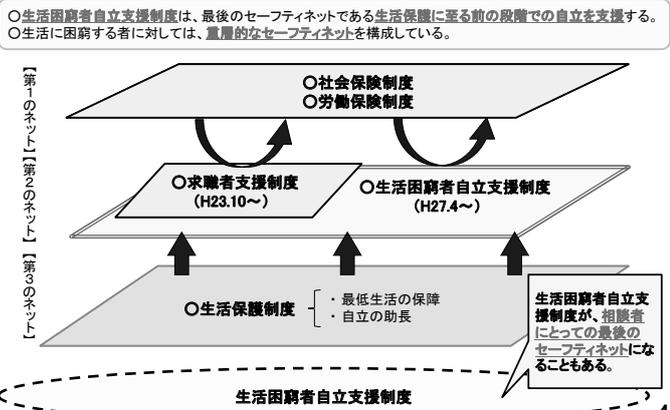


2

生活困窮者自立支援制度の理念

- ※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。
- 1. 制度の意義**
本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。
 - 2. 制度のめざす目標**
 - 生活困窮者の自立と尊厳の確保
本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状況に応じた自立を支援する。
生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊心を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。
 - 生活困窮者支援を遍した地域づくり
生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を創出していく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創出していく。)
生活困窮者が「社会とのつながり」を築き、主体的に参加し、自立を促すことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。
 - 3. 新しい生活困窮者支援のかたち**
 - 包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
 - 個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
 - 早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
 - 継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
 - 分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創出する。

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット



4

生活困窮者自立支援制度施行後の実績

【平成27年度~平成30年度】

○施行後4年間での新規相談受付件数(延べ件数)は約91.6万件。
○そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
○包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

○新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改訂工程表KPI	H27年度 実績	H28年度 目標	H29年度 目標	KPI(平成30年度)	【参考】 前年度(令和2年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	→人口10万人・1ヶ月当たり に換算する目安値	→人口10万人・1ヶ月当たり に換算する目安値
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談受付件数の50%	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップアップ率	-	-	80%	90%	プラン作成済みのうち ステップアップした者の割合

支援状況調査集計結果(H27.4~H31.3)

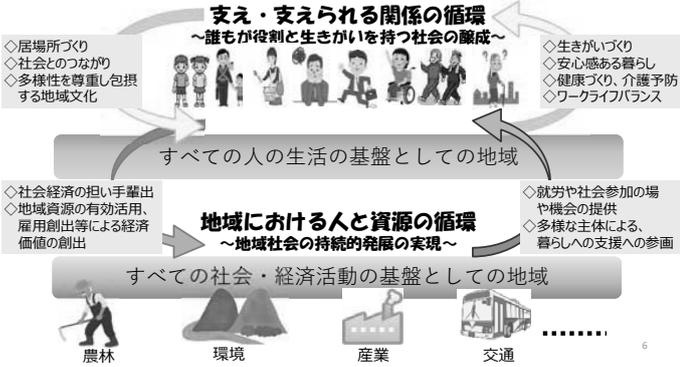
年度	新規相談受付件数 人口10万人 あたり	プラン作成件数 人口10万人 あたり	就労支援対象者数 人口10万人 あたり	就労者数 人口10万人 あたり	増収者数	就労・増収率			
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8			
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1			
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1			
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2			
合計	916,187	14.9	271,020	4.4	126,058	2.1			
					97,386	52,127	29,566	14,371	68%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の結果の集積、異動を伴うことがある。

5

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業案(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を提出
- 「**地域共生社会**」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法を公布
- ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 **地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置**
- 7月 **地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ**
- 12月 **地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ**
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**
- ※市町村における包括的支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

日本の社会保障の特徴

- **自助・互助・共助・公助の役割分担**
- 「自助」: 自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する
- 「互助」: 家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い
- 「共助」: 個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する社会保険制度
- 「公助」: 自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉
- **社会保障・労働制度は、「自助」と「互助」で対応が難しい場合に、これらを「補完する」と位置づけられてきた。**
- **公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、対象者を定め典型的なサービスを準備する形で、順次、制度を拡充。**

「縦割り」と「一方向」の支援

- **「タテワリ」と「一方向」**
- 個人ごとに異なる複雑化したニーズには答えにくい
- 制度の狭間の問題
- 「支え手」「受け手」とに分かれ、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

- 設置の趣旨

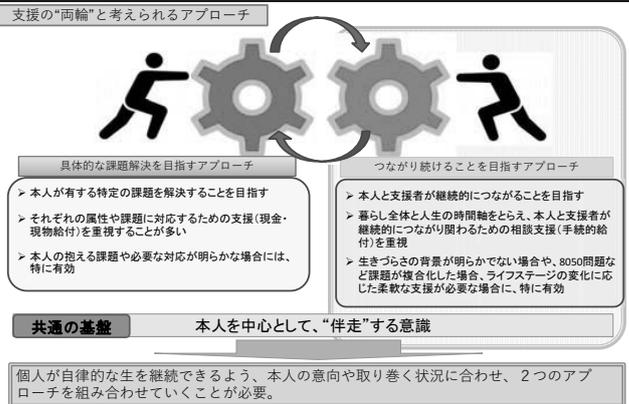
共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどう考えていくか、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づき、市町村における包括的支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。
- 主な検討項目
 - ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的支援体制の整備のあり方
 - ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期的視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等
- 構成員(敬称略・五十音順)

朝比奈 志	中核地域生活支援センターがはるま センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋弘	高知県上土佐市長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国エコエテラサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表
大原 信介	社会福祉法人ゆづり 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 朋男	日本福祉大学 副学長
加藤 忠	社会福祉法人半田市社会福祉協議会	坂田 聡子	日本労働組合総連合会 総合政策局長(第6回まで)
	半田市障がい者相談支援センター センター長	本郷合 健次	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨美	早稲田大学法文学部 教授	高島 渡	千葉県松戸市長
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長(第7回から)	宮本 太郎	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
助川 末板保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	室田 信一	中央大学法学部 教授
立岡 学	一般社団法人バーンサポートセンター 業務執行常務理事	(○: 座長)	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授
- 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年5月16日(木)	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年5月28日(火)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年6月13日(木)	包括的支援について①
(第4回) 2019年7月5日(金)	包括的支援について②
(第5回) 2019年7月16日(火)	中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日(火)	新たな事業の枠組みについて、関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日(火)	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方や、関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日(月)	これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日(火)	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・健康局長の下に置かれ、事務局は地域福祉課において行う。

対人支援において今後求められるアプローチ



伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワメント)、自律的な生を支える支援
 (※) 自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
 ○「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかける関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
 ○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

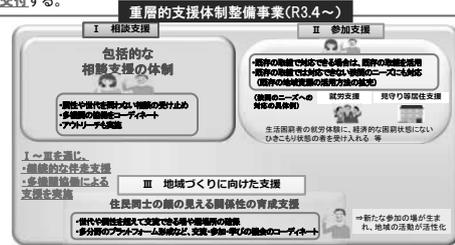
セーフティネットの構築に当たっての視点

- > 人と人のつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中で支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- > これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- > 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティに広げられていく社会的包摂の観点が重要。

地域共生社会の実現

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)。
 - ▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→複合課題や課題のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き
 - 各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

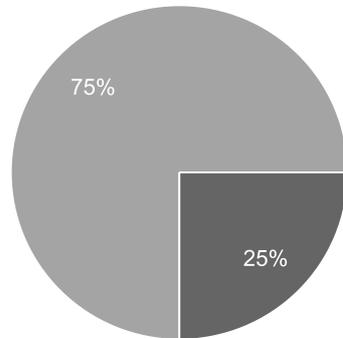
- 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設**
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
 - 新たな事業は実施を希望する任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
 - 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。



●映像教材に関するアンケート集計結果

本教材の1本あたりの視聴時間について教えてください。

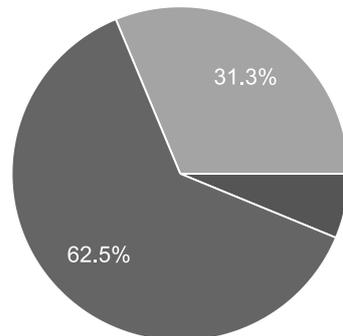
16件の回答



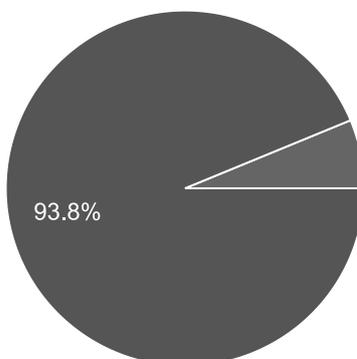
- 長い
- 少し長い
- ちょうどよい
- 少し短い
- 短い

本教材全体の視聴時間について教えてください。

16件の回答



- 長い
- 少し長い
- ちょうどよい
- 少し短い
- 短い



- 視聴しやすい
- 視聴しにくい

視聴しやすい と回答された方 その理由を教えてください。（14件の回答）

- ・画質、音声の見やすさと聞きやすさがありました。
- ・話のスピードと話す人と教材が両方映るのも良かったです。
- ・テロップが出てくるので、理解を整理しながらお話を聞くことができるため。
- ・テロップ見やすい。（文字の大きさ等）
- ・講師の方達の滑舌が良く、専門用語を多用していなかったから。
- ・内容が分かりやすく、端的にまとまっており視聴しやすいと感じました。
- ・講師の講話は聴きとりやすく、資料の内容（スライド資料に記載の内容）に沿って進んでいくため。できれば、文章より箇条書きでまとめていただくとより分かりやすい。
- ・資料と先生のお話が一致していて聞きやすかった。資料そのものもわかりやすかった。落ち着いた雰囲気の背景とわかりやすい話し方のため。
- ・話すスピードや声の大きさが聞きやすかったです。
- ・資料が見やすく、奥田さんのご説明と一緒に拝見すると頭に入りやすく理解が進みました。
- ・講師の声は聞き取りやすかった。資料は、程よい文字量の範囲かと思う。
- ・テロップがあるのが分かりやすいです。
- ・ポイントがまとめられており、重要な点がわかりやすかったため。
- ・講師の話が分かりやすく、資料も明解だったためにすんなり受講できました。

「視聴しにくい」と回答された方 その理由を教えてください。（1件の回答）

- ・余白が大きく文字が小さかった。

「視聴しやすい」と回答された方

その他、本教材についてのご意見・感想があればお願いします。

・大変引き込まれるお話で、教材といっても構えることなく視聴できました。そして、つい相談者に対して「答えを提示しなければ」と問題解決型にばかり寄りがちな自身の考え方に気づけました。問題解決型に偏ることは、当事者を追い詰め、また支援者のバーンアウトにもつながると学ぶことができました。職場では、断らない支援という支援者に求められるハードルが上がり、バーンアウトが心配されますが、そのような時こそ今回の教材を活用したいと思いました。

また、相談支援におけるつながりを広げるには、つなぎ先である地域をつくっていくこと、地域づくりが必須で、重層的支援体制整備事業の各事業は連携し循環していると感じました。よって、今回の教材は相談支援の現場にいる専門職のみではなく、地域づくりに携わる人にも有用なものだと思います。

貴重な教材を視聴する機会を下さり、ありがとうございました。奥田さんのお話しをもっとお聞きしたくなりました。

・奥田先生の実体験を拝聴することができ、伴走型支援の在り方のイメージが掴みやすかったです。その方の課題を解決するために単に各制度につなげるだけでなく、つながりつづけることの重要性を学びました。必ずしも支援に入っている専門職がというだけでなく、資格はなくても地域全体で気に掛ける、つながり続けることが大切となり、その中で新たな課題が出てきたら都度、解決に向け一緒に考えることが重要だと理解しました。

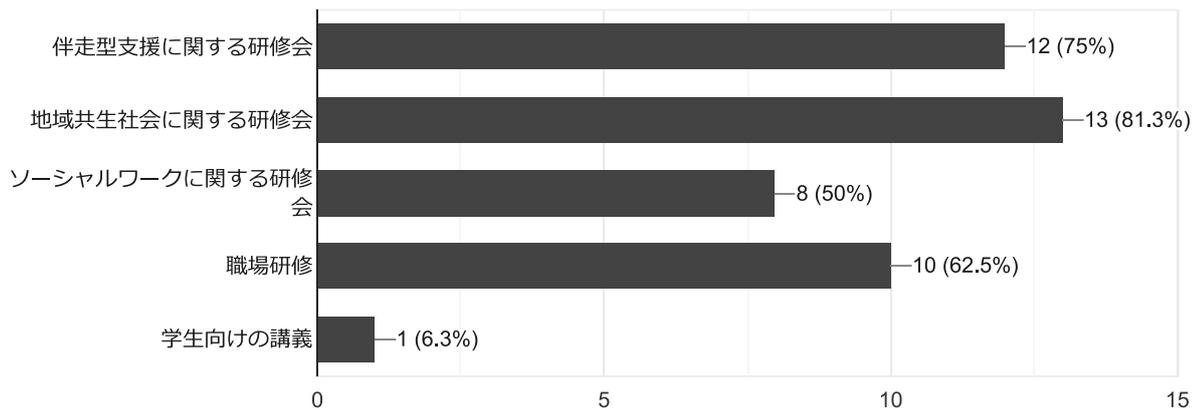
・伴走型支援の概要を学ぶ教材として、福祉の支援者だけでなく、保健医療分野の支援者や福祉を学ぶ学生等へも有効ではないかと思えます。基本のきを学ぶことができました。

伴走型支援の必要性に至る経緯を知ることで、より重要性が理解できた。時折、センセーショナルな事例を紹介することも効果的と感じた。

・家族の関係や隣人や友人との関係など個人を取り巻く関係がいつも間にか希薄になったがゆえに、この研修が必要なのは、ある意味悲しいことなのかなと思います。出来る出来ないは別として、ひとりひとりがこのような意識を持つことから始めることで、いずれはこれが当たり前の社会になっていくと思いました。眠っていたおせっかいおばちゃん的な意識が揺さぶられました。社会の一人として意識付けたいと思いました。ありがとうございました。

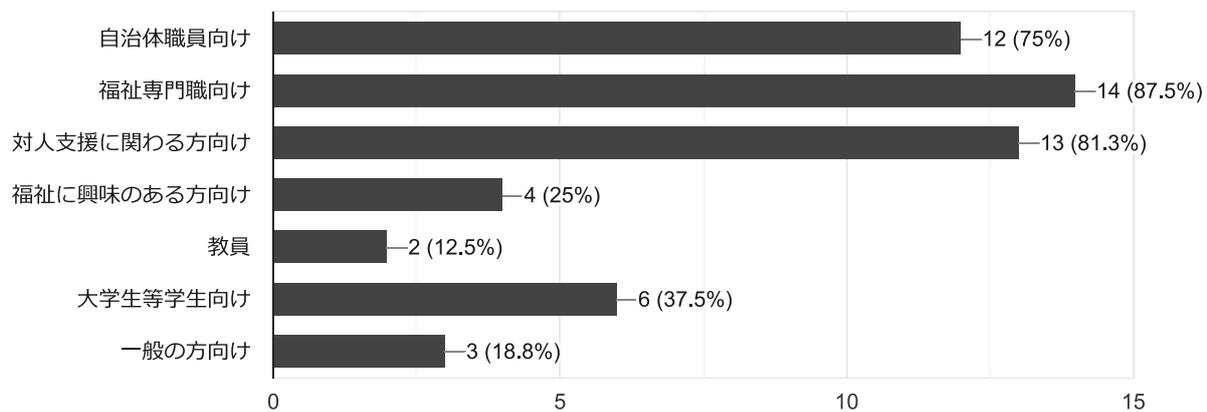
・制度を理解しつつも、担当者の所在や事業の評価は難しいと感じた。

・受講前に、伴奏型支援と地域共生が密接に結びついているというイメージを持ちにくい人もいるように感じました。その前置きがあるといいと思いました。



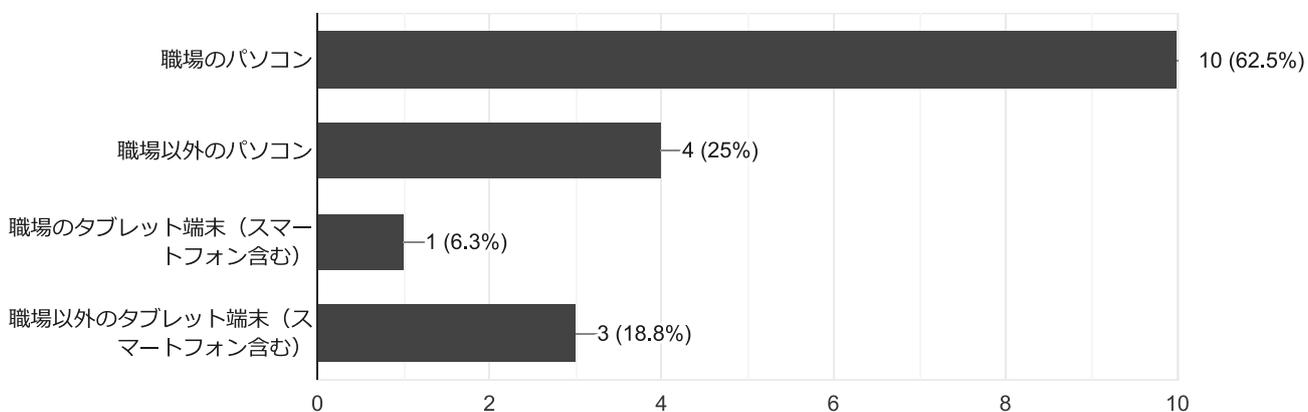
本教材の対象者は主にどのような方が想定されますか、お答えください。

16 件の回答

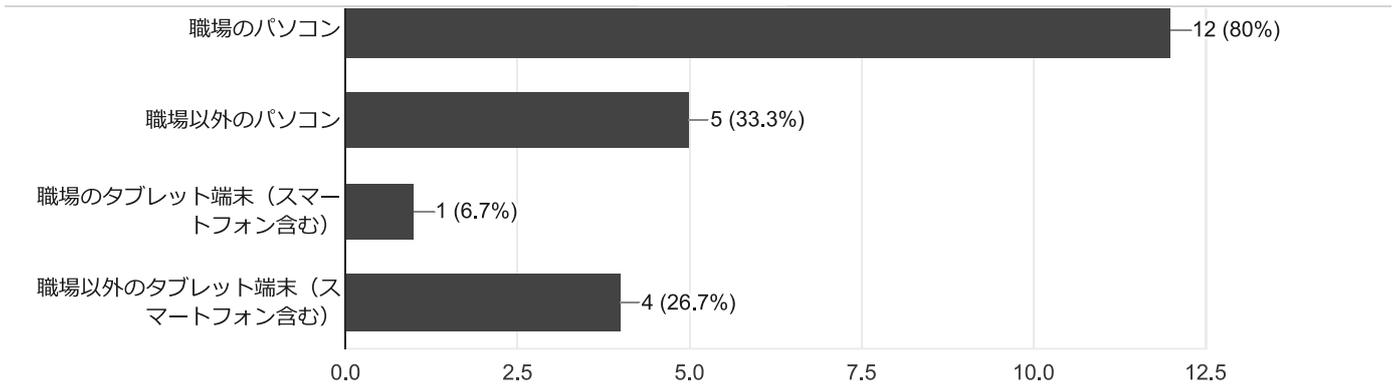


本教材を視聴した環境について教えてください。

16 件の回答

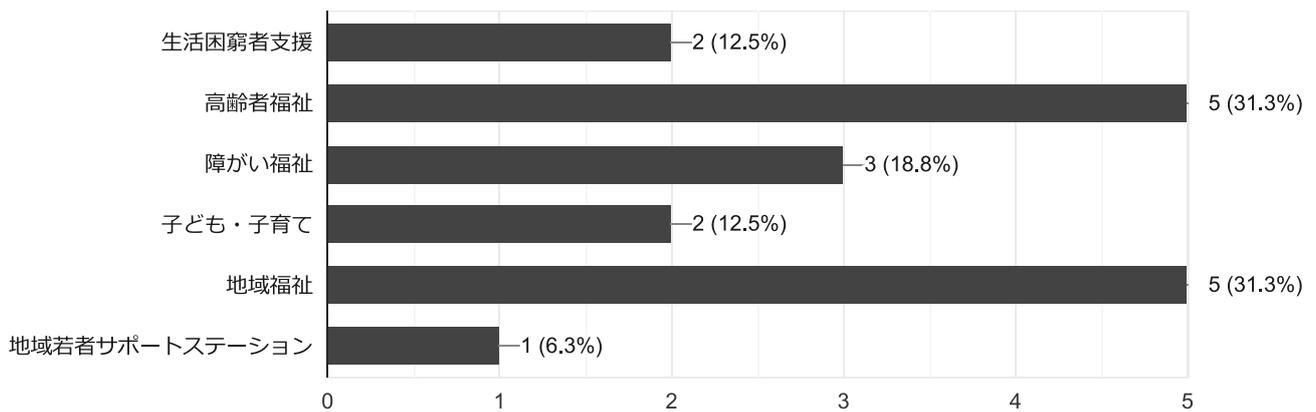


質問 回答 16



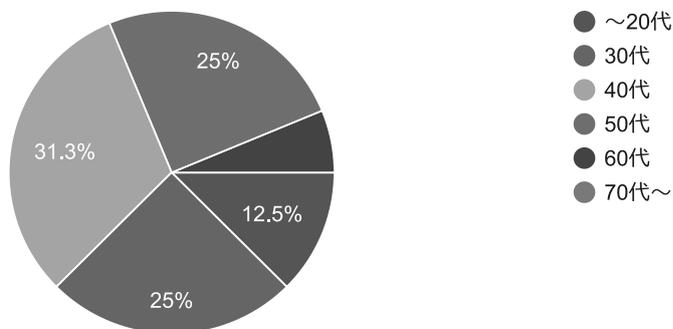
ご担当の分野を教えてください。

16 件の回答



年代を教えてください。

16 件の回答



●検討委員会メンバー

令和2年度社会福祉推進事業検討委員一覧

役名	氏名	所属
委員長	奥田 知志	NPO 法人 抱樸
委員	稲月 正	北九州市立大学 基盤教育センター
委員	新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科
委員	高橋 尚子	一般社団法人 京都自立就労サポートセンター
委員	中山 徹	大阪府立大学
委員	藤森 克彦	日本福祉大学 福祉経営学部
委員	向谷地 生良	社会福祉法人 浦河べてるの家

執筆者一覧

第1章 江田初穂 (NPO 法人抱樸)

第2章 高橋尚子 (京都自立就労サポートセンター主任相談支援員)
江田初穂 (NPO 法人抱樸)

第3章 奥田知志 (NPO 法人抱樸)

厚生労働省 令和2年度
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助の
アプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業報告書

令和3（2021）年3月

一般社団法人 日本伴走型支援協会
〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区2-1-32